

議第37号

三島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する

基準を定める条例の一部を改正する条例案

三島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年三島市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第16条及び第17条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第39条第1項中「をいう。」の次に「第78条第1項及び」を加える。

第65条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

第78条中第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、その家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

第78条に次の1項を加える。

5 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第79条第2項に次の1号を加える。

(6) 第78条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等についての記録

第87条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第109条中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改める。

第129条中「第8条第20項」を「第8条第21項」に改める。

第150条中「第8条第21項」を「第8条第22項」に改める。

附 則

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、平成28年3月31日までに、地域におけ

る医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成26年厚生労働省令第71号）附則第4条第1項に規定する別段の申出を行った上で、この条例の施行の日から三島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「基準条例」という。）第82条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、基準条例第86条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。

平成28年2月22日提出

三島市長 豊岡 武士